

新集荷制度の実施に伴う食糧事務所の事務の実情に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十月二十六日

参議院議長 松平恒雄殿

三

好

始

新集荷制度の実施に伴う食糧事務所の事務の実情に関する質問主意書

昨日来、主要食糧の新集荷制度が実施せられ、各市町村の現地で食糧検査官による供出代金の支拂証票発行が行われているが、支拂に誤りが多く、これに関して、過般会計検査院は内閣の委嘱に基き、検査を実施したと聞くのである。

供出代金の支拂に誤りが多いことは、会計上は勿論、農家の立場からも看過できない重大問題であつて、私はこれに關し、次の諸点を明らかにせられるよう要求する。

一、新集荷制度による支拂証票発行業務の実態並びに従前の支拂方法との比較

二、現在までに食糧事務所で判明している支拂過誤の件数及び過拂い並に支拂不足金額に関する情況

三、会計検査院の検査の結果明らかにせられた過拂い及び支拂不足に関する情況並にその理由に関する会計検査院の見解(本項に關しては、会計検査院の報告書があれば、これを示されたい)

右は何れも重大問題と認められるので、詳細なる答弁を希望する。